

# こども・子育て政策の強化について（試案） ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～

## こども・子育て政策の基本理念

### 1 若い世代の所得を増やす

賃上げ、雇用のセーフティネット構築

「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」

### 2 社会全体の構造・意識を変える

「共働き・共育ての推進」

「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」

### 3 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する

「全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～  
0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

新規

推進  
枠

# 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 **531**億円の内数<うち推進枠109億円> **(453**億円) ※0内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、子どもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついでには、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

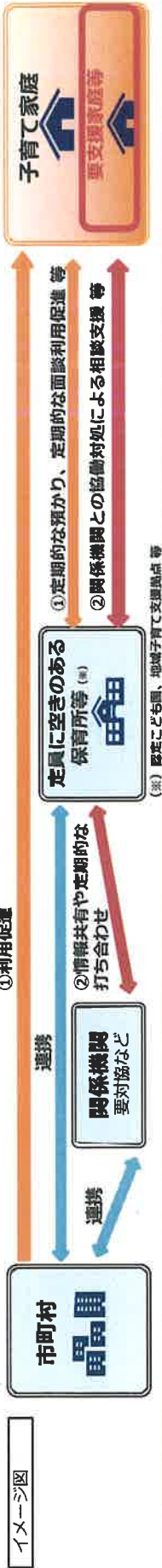
### ① 定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

### ② 要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



## 3 実施主体等

【実施主体】 市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】 保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】

① 7,078千円（1か所あたり） ※利用料は別途徴収することができる

② 3,778千円（1か所あたり） ※要支援家庭の児童等のため、利用料は徴収しない

【補助割合】

国：10/10